

会
津
若
松
市
森
林
整
備
計
画
福
島
県
会
津
若
松
市

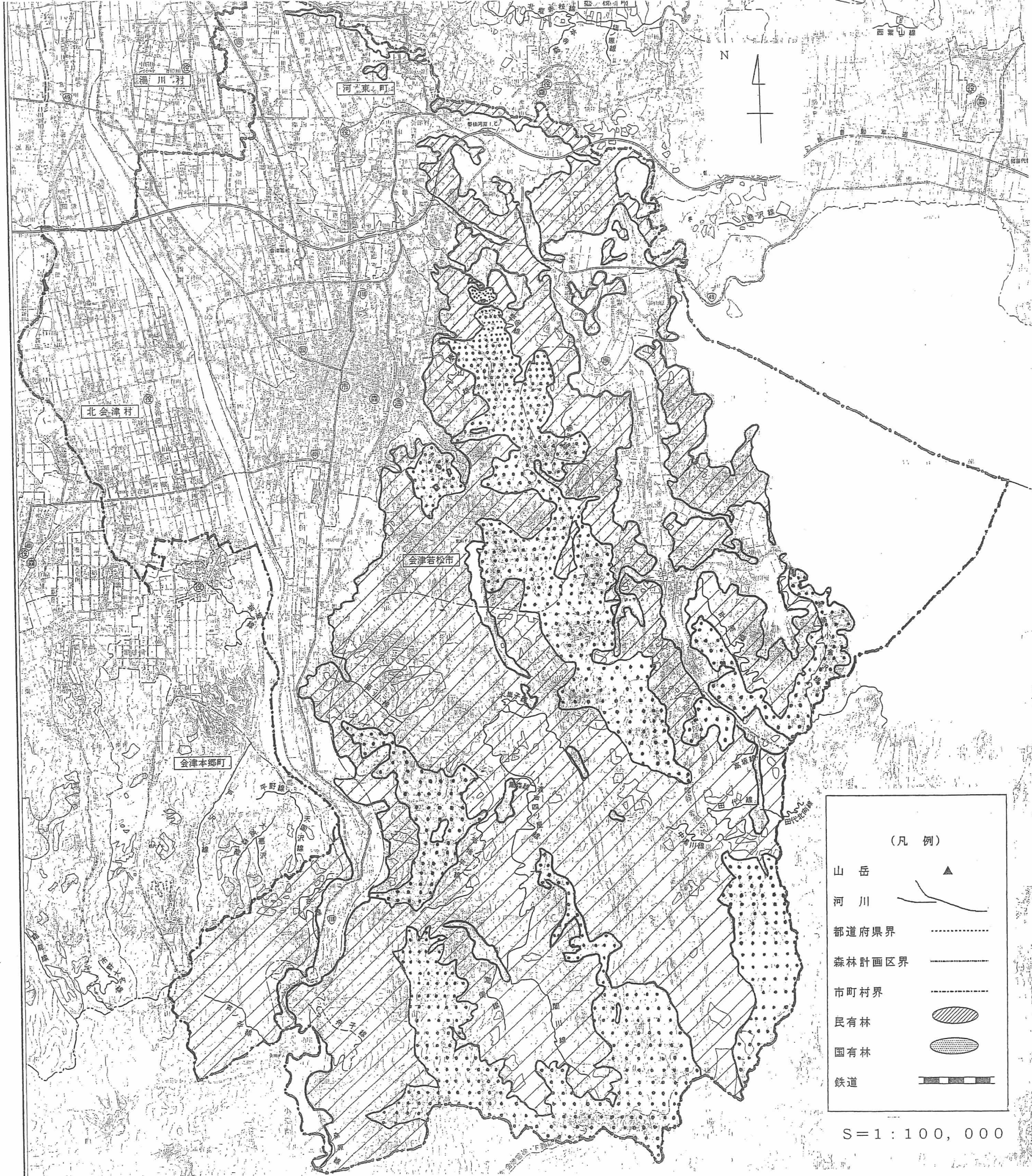
会 津 若 松 市 森 林 整 備 計 画
(令和5年度変更)

計画期間

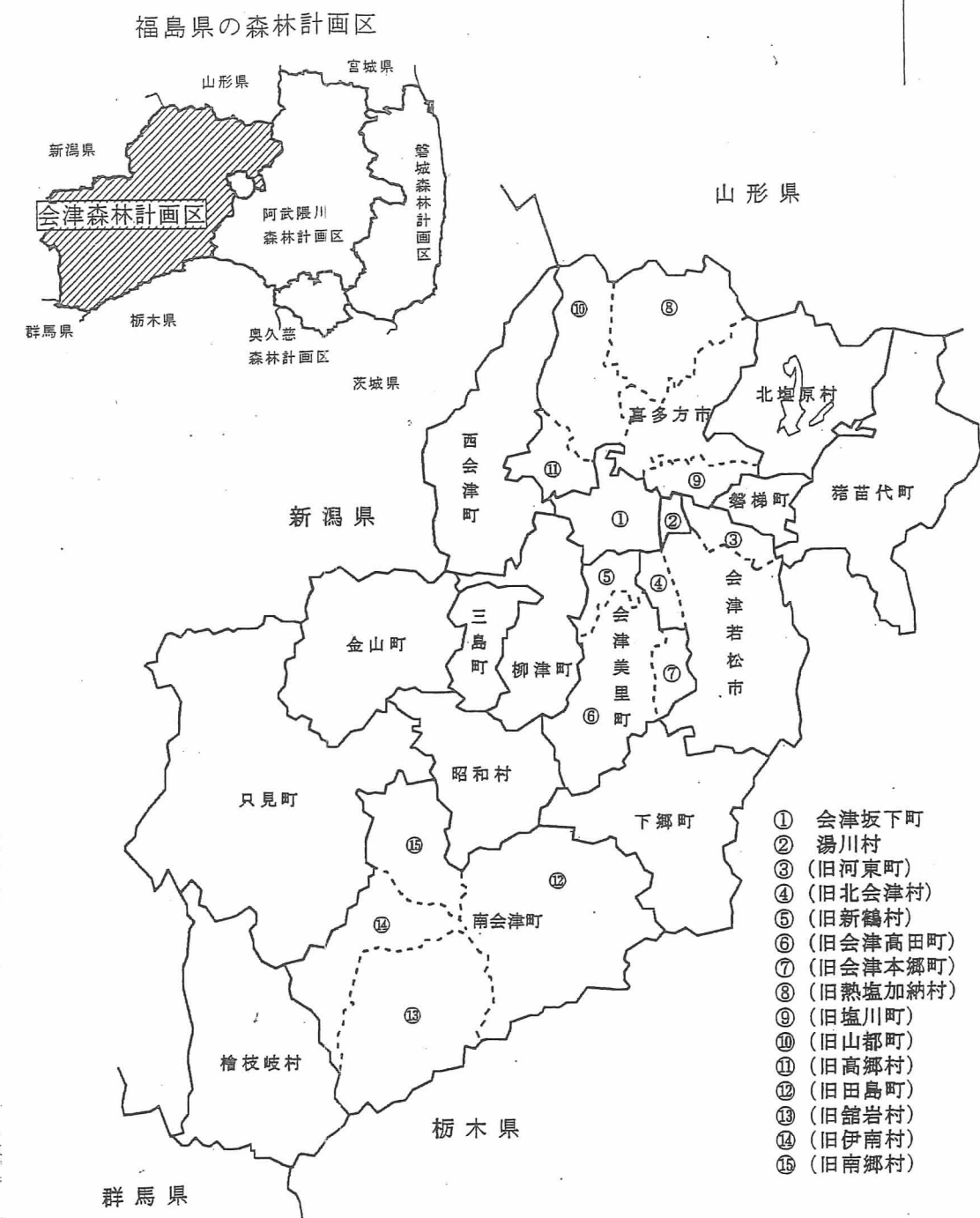
自 令和 4年 4月 1日

至 令和14年 3月31日

福 島 県
会 津 若 松 市



市町村位置図



目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1 森林整備の現状と課題	1
2 森林整備の基本方針	2
3 森林施業の合理化に関する基本方針	5
II 森林の整備に関する事項	
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	
1 樹種別の立木の標準伐期齢	6
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	6
3 その他必要な事項	7
第2 造林に関する事項	
1 人工造林に関する事項	7
2 天然更新に関する事項	9
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	10
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	10
5 その他必要な事項	11
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法、 その他間伐及び保育の基準	
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	11
2 保育の種類別の標準的な方法	12
3 その他必要な事項	12
第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法	13
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき 森林の区域及び当該区域における森林施業の方法	14
3 その他必要な事項	15
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	15
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するた めの方策	15
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	15
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	15
5 その他必要な事項	15
第6 森林施業の共同化の促進に関する事項	
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	16
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	16
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	16
4 その他必要な事項	16
第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システム に関する事項	17
2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	17
3 作業路網の整備に関する事項	17
4 その他必要な事項	19

第8	その他必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	20
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	20
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	21

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	22
2	その他必要な事項	22
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項	
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	22
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	22
3	林野火災の予防の方法	22
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	23
5	その他必要な事項	23

Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項

1	保健機能森林の区域	24
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	24
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	24
4	その他必要な事項	24

Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項

1	森林経営計画の作成に関する事項	25
2	生活環境の整備に関する事項	25
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	26
4	森林の総合利用の推進に関する事項	26
5	住民参加による森林の整備に関する事項	26
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	26
7	その他必要な事項	27

別 表

別表1	公益的機能別施業森林の区域	28
別表2	公益的機能別施業森林の森林施業の方法と森林の区域	32
別表3	鳥獣害防止森林区域	34
別表4	保全すべき森林	34

参考資料

(1)	人口及び就業構造	36
(2)	土地利用	37
(3)	森林資源の現況等	38
(4)	計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在	39
(5)	市町村における林業の位置付け	39
(6)	林業関係の就業状況	40
(7)	林業機械等設置状況	41
(8)	林産物の生産状況	41
(9)	森林経営管理制度による経営管理権の設定状況	42

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

会津若松市は、福島県の西部、会津盆地の南東に位置し、東は猪苗代湖を境とし、南は布引山・大戸岳といった山々が連なり、西は宮川を境としている。

市域面積は38,297haで、東西は約20km、南北は約29kmと縦に長い地形をなしており、気候は、年平均気温約12.0℃、年間平均降水量は約1,253mmとなっており、夏期は内陸盆地特有の気候を示し蒸し暑く、冬期は日本海側の気候で好天が少なく降雪量が多くなっている。

本市の森林面積は20,900haで、市域面積のおよそ55%を占めていて、民有林の森林面積比率をみると、森林面積の73%にあたる15,208haを有し、この内人工林3,294ha、天然林11,534haとなり、人工林率はわずか21.7%と低い数値を示している。

既設林道の延長は、令和2年度末で73.0km、林道密度は4.80m/haと県平均の7.25m/haを2.45m/ha下回っている。

森林は木材の供給のみならず、国土の保全や水資源の涵養^{かん}、温室効果ガス吸収、さらには保健休養等様々な機能を有しており、これら森林の多面的機能に対する市民の要請は今後、ますます高まるものと考えられる。

しかしながら、林業を取り巻く情勢は極めて厳しいものがあり、木材価格の低迷による採算性の低下や森林施業の労働環境条件の厳しさによる担い手不足や高齢化、さらに保有森林規模をみると、5ha以下の小規模経営林家が約7割を占めており、林業経営に対する意欲が減退している。

このような状況のもと、平成24年度より森林施業計画にかわり、林業経営体等が中心となり策定される森林経営計画は、面的にまとまりを持った森林について、中長期的な計画により森林・路網整備を推進するものであり、公的な財政支援を活用して林業の低コスト化が図られ、森林所有者へ収益の一部が還元されることで、森林整備の意欲向上に寄与している。

また、今まで林内に放置されていた間伐材を搬出することで、森林の環境が改善されるとともに、建築用材としての利用に加えバイオマス利用などの新たな利活用が進められており、資金回収に長い期間を必要とすることが、林業経営の衰退する要因と考えられることから、短期収入源となる特用林産物等の生産振興を進め、林家の経営意欲の増進を喚起していく。

さらに、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う森林への放射性物質の影響によって、森林整備の停滞、特用林産物の出荷制限、風評被害など、森林・林業・木材産業は大きな被害を受けている。加えて、平成31年4月に森林経営管理法が施行され、森林の適切な経営や管理に向けた法整備が行われた。市に経営管理を委託したいと意向を表明した場合、市に経営管理権を設定(経営管理を委託)し、林業経営者に経営を再委託(経営管理実施権の設定)するか、市が直接管理を行い、森林が持つ多面的機能の発揮に向けた施業を実施していく。

このような現状を踏まえ、「会津地域森林計画」及び「会津流域林業活性化基本方針」と整合性を保ちながら、地域特性を考慮した合理的な森林施業を進めていくため計画的継続的な目標を掲げ、森林整備を推進する方針とする。

2 森林整備の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため適正な森林施業の実施や森林保全の確保により健全な森林資源の維持増進を推進するとともに、資源状況の適確な把握に努めるものとする。生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化に加え、資源の循環利用を通じた花粉発生源対策を加速化する。

また、多様な森林資源の整備及び保全を図るため、森林の有する各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの森林保護の推進等に努めるものとする。

なお、放射性物質対策については森林の有する公益的な機能の発揮にも配慮するとともに、森林整備と併せて放射性物質の拡散抑制対策を推進し、森林環境の回復を図るものとする。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の機能	目指すべき森林資源の姿
ア 水源涵養機能維持増進森林	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。
イ 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。
ウ 快適環境形成機能維持増進森林	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。
エ 保健・レクリエーション・文化(生物多様性保全含む)機能維持増進森林	保健・レクリエーション機能は、身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。 文化機能は、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林。 生物多様性保全機能は、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林。
オ 木材等生産機能維持増進森林	森林の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の確実な更新を図るため、主伐後は早期に適切な方法により造林を行うこととする。

その方法については、第2「造林に関する事項」・第3「間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準」により行うものとし、森林施業に当たっては造林補助事業等の積極的な利用を推進する。

なお、河東・湊・大戸地区については、シイタケ原木の持続的な供給を図る観点から、ナラ等のぼう芽更新を推進する。

また、伐採に当たっては、森林の持つ公益的機能の高度発揮に十分留意しながら、伐採面積の縮小・分散化と、機能に応じた長伐期化、複層林化を図る。

機能	機能の維持増進を図る森林	森林整備及び保全の基本方針
ア 水源 涵養機能 維持増進 森林	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林	<ol style="list-style-type: none"> 洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。 立地条件や市民のニーズに応じ、天然力も活用した施業を推進する。 ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する。 放射性物質の影響防止に関する知見の集積に努めるとともに、土砂流出抑制対策を推進し、必要に応じ森林の保育・間伐等による対策を推進する。
イ 山地 災害防止／土 壌保全 機能維持増進 森林	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼす恐れがある森林など、土砂の流出・崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要がある森林	<ol style="list-style-type: none"> 災害に強いまちを形成する観点から、地形等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小、及び回避を図る施業を推進する。 立地条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進する。 放射性物質の影響防止に関する技術開発の集積に努めるとともに、土砂流出抑制対策を推進し、必要に応じ森林の保育・間伐等による対策を推進する。
ウ 快適 環境形 成機能 維持増進 森林	国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林	<ol style="list-style-type: none"> 地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。 快適な環境の保全のための保安林の指定や、その適切な管理、重要な役割を果たしている保安林の保全を推進する。

エ 保健・レクリエーション・文化(生物多様性保全含む)機能維持増進森林	<p>●保健・レクリエーション機能 観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、市民の保健・教育的利用等に適した森林</p>	<p>1 市民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。</p> <p>2 保健等のための保安林の指定や、その適切な管理を推進する。</p> <p>3 利用者等への影響を踏まえ、放射性物質の影響防止に関する知見の集積に努めるとともに、土砂流出抑制対策を推進し、必要に応じ森林の保育・間伐等による対策を推進する。</p>
	<p>●文化機能 史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林</p>	<p>1 潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。</p> <p>2 風致の保存のための保安林の指定や、その適切な管理を推進する。</p>
	<p>●生物多様性保全機能 原生林的な森林生態系、希少な生物が生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林</p>	<p>全ての森林は、多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林が、バランス良く配置されていることを目指すものとする。また、野生生物の生育・生息環境にも配慮した適切な保全を推進する。</p>
オ 木材等生産機能維持増進森林	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林</p>	<p>木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。</p> <p>また、放射性物質の汚染状況に応じた知見の集積を図り、放射性物質に関する林産物の安全性の確認に努めるとともに、土砂流出抑制対策を図る。</p>

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林施業の合理化については、国、県、市及び森林・林業・木材産業等の関係者が緊密な連携を図りつつ、地域における安定的な林業経営の確立に向け、意欲ある森林所有者や森林組合、林業経営体等による「森林経営計画」の作成を推進し、計画に基づく低コストで効率的な森林施業の定着を図るものとする。また、森林施業の共同実施や作業路網の維持運営等を内容とする「施業実施協定」の締結等により、森林所有者等が共同で行う施業の確実な実施を促進するものとする。

なお、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、施業集約化と長期施業受委託等に必要な森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進めるものとする。その際、施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地所有者届出制度の運用や固定資産税情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進するものとする。また、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進めるものとする。

このほか、間伐等の適切な森林の整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の明確化や森林クラウドの効果的な活用など、森林管理の適正化を図るものとする。

本市において林家の大半を占める零細所有者のほとんどは、農業との複合経営を営んでおり、財産保有的な所有形態が多く見受けられる。また、近年の木材価格低迷の影響から林業への依存度は低く経営意欲の減退が目立ち、林業従事者が他産業へと流失し、林業後継者はもとより、林家経営者そのものの林業離れがおこっている。このような中、林家経営者は特用林産物生産の導入など短期収入源の確保に務め、補助制度を活用しながら合理的農林業の複合経営を営んでいる。

森林施業の合理化を振興するため、生産コストの引き下げを目的とした森林施業の共同化や組織化、さらに高性能機械の導入等を取り入れていく必要がある。具体的には会津流域林業活性化センターを中心として県、森林管理署、森林組合等の関係機関と連携を図りながら施業体系の共同化の確立を目指し、事業の拡大を図り、地元材の活用を図るための体系づくりを行っていく。

また、森林施業の計画的推進ができるように、生産基盤である林道・作業道の開設や改良を促進し、さらに、機械化ができるような体制を組織し、補助事業の導入や各種制度資金の活用を図っていく。

なお、林道網が整備された沿線で森林整備が遅れている箇所については、優先的及び積極的に森林整備を推進する。

Ⅱ 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種					
	スギ	アカマツ	カラマツ	その他 針葉樹	広葉樹 (用材)	広葉樹 (その他)
市内一円	45年	45年	45年	55年	65年	20年

(注)ア 広葉樹(その他)は、薪炭材、パルプ用チップ原木、食用きのこ原木等に供されるもの。

イ 標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採(主伐)の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

立木の伐採(主伐)の標準的な方法については、森林の有する多面的な機能の維持増進に配慮しつつ、森林資源の持続的利用と森林の質的充実を図ることを旨とし、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、地域における既往の施業体系、樹種の特長、木材の需要構造、森林の構成等を勘案して、以下に基づき皆伐、択伐の別に定めるものとする。

伐採方法	内容及び標準的な方法
皆 伐	皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて少なくとも概ね20ヘクタール毎に保残帯を設け適確な更新を図ることとする。
択 伐	択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体では概ね均等な割合で行うものであり、材積に係る伐採率が30%以下(伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下)の伐採とする。 択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採に当たっては、以下の事項に留意する。

項 目	留意すべき事項
1箇所当たりの伐採面積	保安林等法令により立木の伐採に制限のある森林については、その制限の範囲内とし、制限の目的を妨げない伐採・搬出方法によるものとする。 制限林以外の森林については、林地の保全及び公益的機能の確保に配慮して1箇所当たりの伐採面積を10ha以下とし、努めて小規模に抑えるとともに伐採箇所についても分散を図るものとする。

生物多様性の保全	森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木の保残等に努め、また、タカ、フクロウ等の希少種の営巣林と希少植物等の生息域の保全に努める。
伐採跡地の連続性の回避	森林の有する多面的機能の発揮を確保する観点から、伐採の規模、周辺の伐採地との連担等を十分に考慮し、伐採区域を複数に分割して一つの区域で植栽を実施した後に別の区域で伐採したり、帯状又は群状に伐採することにより複層林を造成したりするなど、伐採を空間的、時間的に分散させるものとする。また、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
伐採後の適確な更新を確保	伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林事業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理するものとする。 特に、天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
保護樹帯の設置	林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、人工林・天然林を問わず保護樹帯を設置する。
その他	上記に定めるものを除き、立木の伐採に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえるものとする。 また、集材に当たっては、立木の保全等を図るため、地域森林計画で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針」を踏まえ、現地に適した方法により行う。

3 その他必要な事項

未利用間伐材をはじめ、伐木造材時に発生する端材や梢端部、枝条等は、地球温暖化防止や循環型社会の形成を図る観点からも林地からの搬出に努め、建築・土木資材や再生可能エネルギーへの利活用を推進するものとする。

なお、搬出しない場合は、流木被害の一因にならないよう適切な処理を行うものとする。

また、森林所有者等が自主的に長伐期施業を行う場合は、森林の有する公益的機能をより高度に発揮させるとともに、大径木の生産を目標として、標準伐期齢の概ね2倍を超える林齢において主伐を行うものとする。

伐採作業を行うにあたり、空間放射線量率を測定するなど、放射性物質濃度の高い樹皮等が流出しないよう努めるものとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林は、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林のほか、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や、公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行うこととする。

(1) 人工造林の対象樹種

樹種名(針葉樹)	樹種名(広葉樹)
スギ、アカマツ、カラマツ	ケヤキ、ナラ、ブナ、ウルシ等の特用樹

(注)上記以外の樹種を植栽しようとする場合は、市農林課等又は林業普及指導員と相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の標準的な方法

人工造林の樹種別の植栽本数

樹種	標準的な植栽本数(本/ha)
スギ、カラマツ	1,500~2,500
アカマツ	5,000~6,000
広葉樹	1,500~6,000

(注1)複層林化を図る場合の樹下植栽について、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率(材積による率)を乗じた本数以上を植栽するものとする。

(注2)上記の標準的な植栽本数によらない場合は、市農林課等又は林業普及指導員と相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	<ul style="list-style-type: none"> ○等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とする。 ○植付け予定地の雑草木、ササ類等、植付けに障害となる地被植物を地際より伐倒・刈り払いにより全面にわたり取り除き、刈払ったものは伐採木の梢端部や枝条とともに山腹の適切な所に集積し、棚積等を実施する。 ○植付け予定地の地被植物や枝条量が少ない場合は、刈払った雑草木や伐採木の梢端部や枝条を林地全面に散布し、林地の保全に配慮する。 ○傾斜角30度以上の傾斜地又は積雪不安定地においては、伐倒した立木や枝条等を横筋棚積みにし、その棚を支えるため、ある程度の高さで伐った広葉樹等を2mおき位に立てる。
植付けの方法	<ul style="list-style-type: none"> ○正方形植えを原則とし、丁寧植えとする。 ○植付け地点を中心に周囲60~70cm程度の落葉、雑草、その他地被物を取除き、30~40cm四方、深さ25~30cm程度の植え穴を掘って植付ける普通穴植え法により行う。 ○凍結や乾燥の恐れがある所では、深植えを行い、病害による被害を受けやすい地域は抵抗性品種を積極的に導入する。 ○多雪地帯の急傾斜面に植付ける場合は、直角植又は斜め植え、あるいは巢植えなどの植付地に適した方法によるものとする。
植栽の時期	<ul style="list-style-type: none"> ○春植えを行う場合は、無風、曇天、降雨直前等の適期を考慮して、スギは春の乾燥期を避け梅雨入りの前まで(4月~6月中旬)に、広葉樹は秋から翌年の春の早い時期に行う。 ○秋植えを行う場合は、根の成長鈍化後を考慮して、10~11月中旬までに行う。

また、上記に定めるもののほか、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めるものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成を図るとともに、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林を含む人工造林地で皆伐による伐採については、伐採後、当該伐採が完了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新するものとする。

ただし、択伐による伐採については、伐採後、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	アカマツ(針葉樹) ケヤキ、ナラ、ブナ、ウルシ等の特用樹(広葉樹)
ぼう芽による更新が可能な樹種	ケヤキ、ナラ、ブナ、ウルシ等の特用樹(広葉樹)

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新を行う際には、対象樹種における期待成立本数に10分の3を乗じた本数(立木度3)以上の本数(ただし、周辺の植生の草丈を超える樹高以上のものに限る)を更新するものとする。

天然更新の対象樹種における5年生時の期待成立本数は下表のとおり。

樹種	期待成立本数(ha 当たり)
アカマツ、ナラ、ケヤキ、ブナ、ウルシ等	10,000本

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	○ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所について、かき起こしや枝条整理等の作業を行い、種子の定着と発生稚樹の保護を図る。
刈出し	○ササ等の下層植生により、天然稚樹の生育が阻害されている箇所について、稚樹の周囲の刈出しを行い、天然稚樹の生育の保護を図る。
植込み	○天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然下種更新及びぼう芽更新の不十分な箇所について、経営目標に適した樹種を選定し、植込みを行う。
芽かき	○ぼう芽更新を行った林分について、ぼう芽に優劣の差が生じた時期に優勢なものを1株に1～3本残し、それ以外をかき取るものとする。芽かきを1回行う場合は伐採3年目頃、2回行う場合は伐採後1～2年目頃と5～6年目頃に行うものとする。

<立木度>

幼齡林(概ね15年生未満の林分)においては、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数とを対比して十分率をもって表す。

$$\text{立木度} = \frac{\text{現在の林分の本数}}{\text{当該林分の林齢に相当する期待成立本数}}$$

ウ その他天然更新の方法

天然更新による場合、(3)に定める「伐採跡地の天然更新をすべき期間」内に天然更新の対象樹種が立木度3(ただし、周辺の植生の草丈を超える樹高以上のものに限る)以上成立している状態をもって更新完了を判断するものとする。

なお、更新すべき立木の本数を満たす天然更新が困難であると判断される場合は、天然更新補助作業又は人工造林を行って適切な更新を確保するものとする。

また、天然更新の完了確認の詳細については、「福島県における天然更新完了基準書」(平成24年8月16日付け24森第905号)によるものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とは、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」(平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知)に示す設定例を基本とし、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも存在しない森林とする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

森林の区域	備考
人工造林地	森林の下層植生、周辺森林の母樹の保存状況・伐採面積等の条件により、天然更新が期待できる森林については、天然更新を認めるものとする。ただし、その場合、2の(2)のウに基づき更新完了の判断を行い、更新が完了していない場合は植栽等を求めるものとする。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新の対象樹種の立木が、5年生時点で生育し得る最大の立木の本数は1ヘクタール当たり概ね10,000本とする。

また、更新すべき本数は1ヘクタール当たり概ね3,000本以上とする。

5 その他必要な事項

各種補助事業等の活用による造林の実施と併せ、特用樹の植栽を推進することとする。

また、都市部を中心に社会的問題となっている花粉症に対処するため、小花粉品種や特定苗木等の花粉症対策に資するスギ苗木の使用を推進するものとする。

さらに、放射性物質の拡散抑制のため、伐採後は速やかに植栽や萌芽更新等の天然更新により森林の再生を図るものとする。きのこ原木林再生のため、放射性物質の汚染状況に応じた対策や技術開発の集積等も踏まえ、ぼう芽更新による広葉樹林の計画的な再生を推進するものとする。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法、その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)					標準的な方法	備考
		初回	2回目	3回目	4回目	5回目		
スギ	2,500	18	28	40	55	70	選木は林分構成の適正化を図るよう、形質不良木に偏ることなく行うこと。 間伐率は地域の実情及び林分収穫予想表を考慮して決定すること。 なお、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し間伐を行うこと。 間伐の時期は左記の林齢を標準とし、地況、林況等を考慮し決定すること。 平均的な間伐の実施時期の間隔の年数は、標準伐期齢未満の森林は概ね10年、標準伐期齢以上の森林は概ね15年とすること。 列状間伐は、林地の保全及び林分の健全な育成を確保できる場合であって、風雪害等気象害の恐れのない林分において実施すること。 長伐期施業で高齢林分の間伐を実施する場合は、立木の成長力に留意するとともに、生産目標や林分密度、気象災害等を検討の上行うこと。 施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努めること。	
ヒノキ	4,000	23	33	45	60	75		
アカマツ	5,000	23	33	45	60	75		
カラマツ	2,500	18	28	40	55	70		

「間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うっ閉(樹冠疎密度が10分の8以上になること)し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行う」

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数																			標準的な方法	
		1年	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19		20
下刈り	スギ ヒノキ アカマツ カラマツ	○	○	○	○	○	○	○	○	○												雑草木が造林木の成長に支障を及ぼしている林分を対象に、局所的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて、作業の省力化・効率化に留意しつつ適切な時期及び作業方法により行うものとする。また、下刈りの終期は、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断する。
つる切り	スギ ヒノキ アカマツ カラマツ												○				○					下刈りの終了後、林分が閉鎖するまでの間でつる類の繁茂状況に応じて行う。
除伐	スギ ヒノキ アカマツ カラマツ												○				○					下刈りの終了後、間伐を行うまでの間に行い、目的外樹種であってもその生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用なものは保残し育成する。
枝打ち	スギ ヒノキ													○			○				○	経営の目的、樹種の特性、地位及び地利等を考慮して行う。
雪起し	スギ					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○							根曲り材を無くし、優良材を得るために行う。 実施時期は4～5月を目安とする。

(注1) 本表は、地位(中)における20年生までの一般的な保育基準であり、当該林地の地位、地利条件、林家の経営条件等により実施林齢、回数は異なるので、地域の実情に応じて適用することとする。

3 その他必要な事項

森林所有者が自主的に長伐期施業を行う場合は、林木の成長による過密化に伴う林内相対照度の低下を防止し、下層植生を適正に維持するため、適切に間伐を実施するものとする。

この場合、立木の伐りすぎによる公益的機能の低下を防止するため、一定の蓄積を維持できるよう成長量相当分を間伐するものとする。

また、花粉症対策に資するため、スギ、ヒノキの人工造林地の間伐に当たっては、雄花着花量の多い林木を優先的に実施することとする。

森づくり公社では、水源涵養機能や土砂流出防止機能を高度に発揮させるべく、上層木の健全な成長を確保しつつ、多様な下層植生の発達を図るため、以下の基準に基づき、主伐はスギ及びその他の樹種80年、ヒノキ90年とする。

(1) 施業基準

施業種	施業の内容
下刈り	6年生(春植え)～7年生(秋植え)まで実施
雪起し	会津地方のスギ・ヒノキの2～3齢級(6～15年生)林分で、被害率30%以上で実施
除伐	3～4齢級(13年生、18年生)で1回(雑木の繁茂が著しい場所にあっては2回)実施
枝打ち	スギ・ヒノキの3～4齢級を4m以内で1回実施
保育間伐	5～7齢級(30年生)の林分を対象に間伐率30%で1回実施
利用間伐	8齢級以上(40年生、50年生、65年生)の林分を対象に間伐率30%以上で1回実施

上記1及び3に定める間伐の基準に照らし、計画期間内(前期5年間)において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在等を参考資料(5)に示す。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

別表1のとおり。

イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長や伐採面積の規模を縮小した皆伐を推進するものとする。

また、この場合の樹種毎(区域毎)の伐期齢の下限を標準伐期齢に10年を加えた林齢とし、下表のとおり定め、その施業の方法による森林の区域については別表2のとおりとする。

森林の伐期齢の下限

区域	樹種					
	スギ	アカマツ	カラマツ	その他 針葉樹	広葉樹 (用材)	広葉樹 (その他)
別表2	55年	55年	55年	65年	75年	30年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

別表1のとおり。

イ 施業の方法

施業の方法として、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進するものとする。

なお、具体的施業の区分を以下に示すとともに、施業方法別の森林の区域は別表2のとおり。

(ア) 長伐期施業を推進すべき森林

適切な伐区の形状・配置等により伐採後の林分において、これら公益的機能の確保が可能な森林は、「長伐期施業を推進すべき森林」として定め、樹種毎(区域毎)の伐期齢の下限を標準伐期齢の概ね2倍以上とし、下表のとおりとする。

なお、ふくしま緑の森づくり公社が管理する公社造林地については、別に定める長伐期施業を標準とする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種					
	スギ	アカマツ	カラマツ	その他 針葉樹	広葉樹 (用材)	広葉樹 (その他)
別表2	90年	90年	90年	110年	130年	40年

(イ) 複層林施業を推進すべき森林

次の①から③に示す森林のうち、これら公益的機能の維持増進を特に図るための施業を推進すべき森林については、「択伐による複層林施業を推進すべき森林」として定め、それ以外の森林については「複層林施業を推進すべき森林」として定めるものとする。

- ①地形や傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点を持っている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分を持っている箇所、地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壌等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力のきわめて弱い土壌からなっている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地からなっている箇所、表土が薄く乾性な土壌からなっている箇所等の森林等
- ②都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等
- ③湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林等

(ウ) 特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林

保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林で、風致の優れた森林の維持又は造成のために必要な場合は、特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うものとする。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 区域の設定

別表1のとおり。

(2) 施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期、及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進するものとする。

なお、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち、人工林については原則として、皆伐後には植栽による更新を行う。

3 その他必要な事項
特になし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本市における安定的な林業経営の確立に向け、意欲ある森林所有者や森林組合、林業経営体等による「森林経営計画」の作成を促進し、計画に基づく低コストで効率的な森林施業の定着を図るものとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者が施業できない場合等、意欲ある者への長期的な施業の委託を進めるとともに森林経営の委託への転換を目指すものとする。そのため、地区協議会等による合意形成や森林所有者等への普及啓発活動のほか、集約化に必要な情報の提供や助言・あっせん等を推進するものとする。

また、その際に施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及・定着を促進するものとする。

このほか、間伐等の適切な森林の整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備や林地台帳、森林クラウドの効果的な活用など、森林管理の適正化を図るものとする。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託等を実施する場合、森林経営の受託の方法及び立木の育成権の委任の程度等に留意すること。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林の経営管理を実行できない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、市が森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林は意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進するものとする。

また、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意するものとする。

加えて、経営管理権又は経営管理実施権の設定が見込まれる森林においては、当該森林の状況等に応じて公益的機能別施業森林又は木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域に位置づけるとともに、森林経営管理事業を行い、森林施業等の確実な実施を図るものとする。

5 その他必要な事項
特になし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本市の林家の経営規模は、その多くが小規模であることから、森林施業を計画的重点的に行うため、市、森林組合、森林所有者等地域ぐるみで推進体制を整備するとともに、集落単位で間伐をはじめとする森林施業の実施に関する話し合いを行い、集落単位での森林の施業委託を図っていくこととする。

特に、本市の林業労働力の担い手である森林組合への施業委託の推進により、資本の整備や執行体制の強化及び作業班の強化等事業実施体制の整備を図ることとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

小規模な森林所有者が多い本市で、林家個人で伐採、造林、保育及び間伐等を計画的に実施し、良質材生産を目指すことは困難であるため、施業の共同化を助長し、合理的な林業経営を推進する必要がある。

そのため、下記に掲げた森林施業共同化重点的実施地区において、施業実施協定の締結を推進し造林、保育及び間伐等の森林施業を森林組合に委託することにより、計画的な森林施業を図ることとする。

森林管理に対して消極的な森林所有者に対しては、地区集会等への参加を呼びかけるとともに、その地区集会を利用して、又、不在村森林所有者については、市及び森林組合がダイレクトメール等を利用して、森林の機能及び森林管理の重要性を認識させるとともに、林業経営へ参画意欲の拡大を図り、施業実施協定への参画を促すこととする。

○ 森林施業共同化重点的実施地区の設定計画

地区の名称	地区の所在	地区面積(ha)
会津若松市	市全域(地域森林計画対象森林)	15,208

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同で森林施業を実施する場合には、次の事項について留意するものとする。

ア 共同して森林施業を実施しようとする者(以下「共同施業実施者」という。)は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にする。

イ 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にする。

ウ 共同施業実施者の一部の者がア又はイにより明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にする。

4 その他必要な事項

特になし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

区分	作業システム	路網密度(m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	(車両系作業システム)	30 以上	80 以上	110 以上
中傾斜地 (15° ~ 30°)	(車両系作業システム)	23 以上	62 以上	85 以上
	(架線系作業システム)		2 以上	25 以上
急傾斜地 (30° ~ 35°)	(車両系作業システム)	16 以上	44 以上	60 以上
	(架線系作業システム)		4 以上	20 以上
急峻地 (35° ~)	(架線系作業システム)	5 以上	—	5 以上

(注)路網密度の水準については、木材搬出予定箇所には適用するものとし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないものとする。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項 該当なし

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程(昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知)、又は林業専用道作設指針(平成22年9月24日付け22林整第602号林野庁長官通知)を基本として、県が定める「林道指針」及び「林業専用道作設指針と福島県における運用細則」に則し開設するものとする。

なお、森林整備と一体となった放射性物質対策を進める場合の路網開設にあたっては、放射性物質の拡散抑制の観点から、土工量の少ない線形の選択や、土砂流出防止対策を実施するなど、土砂流出の抑制措置を講じるものとする。

イ 基幹路網の整備計画

開設／ 拡張	種類	(区分)	位置 (字、林 班等)	路線名	延長(m) 及び箇所 数	利用区 域面積 (ha)	前半5 カ年の 計画箇所	対函 番号	備考 (路線番号)
開設 (新設)	自動 車道	林業 専用道	大戸町	舟子峠	2,300	62	○	1	その他 24376
				計 1	2,300				
拡張 (改良)	自動 車道	林道	湊町	田代	100 1	98		2	13246 法面保全 1
			湊町	赤崎小倉沢	200 2	445		3	13257 法面保全 2
			東山町、 大戸町	一ノ渡戸四ツ屋	200 2	(87) 1,181	○	4	12185 法面保全 2
			東山町	中湯川	300 1	65		5	14332 法面保全 1
			大戸町	闇川	300 1	(459) 1,037		6	2064 法面保全 1
			湊町	高坂	200 1	48		7	5423 法面保全 1
			大戸町	荒俣	120 1	(581) 938	○	8	3222 局部改良 1
				計 7	1,420 9				
拡張 (舗装)	自動 車道	林道	東山町、 大戸町	一ノ渡戸四ツ屋	14,800	(87) 1,181		9	12185
			大戸町	黒森	610	11		10	6090
			大戸町	小谷	2,730	236		11	2801
			大戸町	谷地平	3,000	(9) 211	○	12	14194
				計 4	21,140				

- 注 1 開設・拡張別に記載し、それぞれ総数を記載する。
 2 拡張に当たっては、舗装又は改良の別を種類欄に()を付して併記する。
 3 都道府県知事が行う指定林道(農林水産大臣の指定を見込むものを含む。)の開設や林業専用道の開設等の場合は、区分欄にその旨を記載する。
 4 位置欄は、字、林班等を記載する。
 5 支線及び分線については、同一覧にまとめて記載できるものとし、その場合、路線名欄に「○○支線他」と記載するとともに、備考欄には支線名及び分線名を記載する。
 6 利用区域の面積欄に、当該開設路線の利用対象となる森林の面積を記載する。
 7 計画の始期から5年以内に開設又は拡張を行うものについては、前半5年分の欄に○印を記載する。
 8 路線の起点と終点を記載する必要がある場合は、備考欄に記載する。
 9 ()は国有林の面積で内数。

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」(平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知)、「民有林林道台帳について」(平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知)等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理するものとする。

(2) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設にかかる留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針(平成22年11月17日付け林整整第656号林野庁長官通知)を基本として、県が定める森林作業道作設指針に則し開設するものとする。

作業路網の整備計画

路線名	位置	延長 (m)	利用施設			他の路線との関係			対 図 番 号	備 考
	上段：起点 下段：終点		種 類	時 期	数 量 (ha)	名 称	種 類	箇 所 (接続点の林小班)		
花 窪	91 林班 13 小班	500	主 伐	後 期	12.9	湯川・大町線	県 道	91 林班 13 小班	①	
	91 林班 69 小班									
角仏沢	70 林班 65 小班	500	主 伐	後 期	7.5	〃	〃	70 林班 65 小班	②	
	92 林班 28 小班									
初 森	57 林班 7 小班	400	主 伐	後 期	2.0	〃	〃	57 林班 7 小班	③	
	57 林班 8 小班									
坪 石	99 林班 9 小班	500	主 伐	後 期	3.0	東3-33号線	市 道	99 林班 9 小班	④	
	99 林班 9 小班									
蚕 養	99 林班 22 小班	300	主 伐	後 期	1.5	〃	〃	99 林班 22 小班	⑤	
	99 林班 35 小班									
雨 屋	119 林班 339 小班	500	主 伐	後 期	2.7	大4-41号線	〃	119 林班 339 小班	⑥	
	119 林班 326 小班									
沼ノ平	128 林班 118 小班	3,000	主 伐	後 期	1.6	一ノ渡戸四ツ屋線	林 道	128 林班 118 小班	⑦	
	64 林班 22 小班									
7路線		5,700								

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針に基づき、日頃から基幹路網と併せた点検活動により、作業道が継続的に利用できるよう適正に管理する。

また、福島県森林整備加速化・林業再生基金事業(路網整備事業)事務取扱要領(平成27年2月20日付け26森第3529号)、福島県森林整備促進路網整備事業実施要領(平成28年5月9日付け28森第236号)等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して善良な管理をするものとする。

4 その他必要な事項

特になし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

近年、木材価格の低迷等により林業経営意欲が減退し、林業従事者の減少はもとより後継者不足が深刻な問題となっている。

これらの打開策として、森林施業の共同化及び合理化を進めるとともに、農業との複合経営による林業経営の健全化及び安定化を目標とし、林道、作業路等の路網整備による生産コストの低減等を図ることとする。

また、高性能林業機械の積極的な導入により、作業の合理化及び効率化に努めるとともに森林組合の作業班の編成を拡充することにより体質改善を図り、組合員と密着した共同組合として機能を十分発揮できるよう、各種事業の受委託拡大及び労務班の雇用の通年化と近代化に努めることとする。

さらに、林業経営体は、林業労働者の被ばくを低減するため、従来までの林業労働安全衛生教育に加え、「特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」等に基づく必要な措置を講じるものとする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

本市の森林の人工林は約半数が10 齢級以下であり、保育、間伐等の森林施業が最も必要な時期となっている。また、今後においては主伐期を迎える人工林が徐々に増加する傾向にある。しかし、林家の経営は零細で、かつ、林道等の基盤整備が十分でないことなどから機械化の遅れは顕著である。

林業就労者の減少及び高齢化の傾向の中、生産性の向上、労働負荷の軽減及び生産コストの低下を図るためには林業機械化は必要不可欠であり、傾斜地の多い地形条件や樹種等に対応した機械の導入は重要な課題である。

このようなことから、高性能機械を主体とする林業機械の導入目標を次のとおり設定する。

ア 森林組合によるタワーヤーダ、プロセッサ等の高性能林業機械の導入。

イ 森林組合を中心とした枝打ち作業等による森林施業の機械化を推進。

ウ 間伐の早急な実施を推進するため、森林組合の林内作業車、集材機等の導入。

エ 林業における安全性の確保及び生産コストの低減を推進するため、高性能林業機械のオペレーターを育成するための研修会等への積極的な参加等を推進。

(1)高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状(参考)	将 来
伐 倒 造 材 集 材	流域 (緩傾斜)	チェーンソー 林内作業車 小型集材機	チェーンソー、ハーベスタ フォワーダ、林内作業車 小型集材機
	流域 (急傾斜)	チェーンソー 林内作業車 小型集材機	チェーンソー、タワーヤーダ、 プロセッサ、林内作業車、 小型集材機
造 林 保育等	地拵え 下刈り	チェーンソー 刈払機	チェーンソー 刈払機

(2)放射性物質対策における機械作業

作業の効率化や作業員の被ばく低減を図るため、キャビン付き高性能林業機械等の使用を推進するものとする。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

○林産物の生産(特用林産物)・流通・加工・販売施設の整備計画

特用林産物のうちシイタケ・ナメコの栽培は、大戸町、河東町八田地区において行われているが、小規模な個人経営と後継者不足・高齢化に伴い生産量は減少している。

今後は、原木の安定的供給、経営の共同合理化及び品質の向上と生産振興を図る。また、原発事故による原材料確保と検査等の安全対策について、関係機関と緊密な連携により生産者への情報提供と経営安定化に向けて対応する。

施設の種類	現 状		
	位置	規 模	対図番号
シイタケ生産施設	小谷	乾燥機 1台 浸水棟 2基 建物 4棟 年間生産量 1.7 t	△1

施設の種類	現 状		
	位置	規 模	対図番号
ナメコ生産施設	河東町八田	建物 1棟 年間生産量 0.02 t	△2
	小谷	建物 1棟 年間生産量 0.4 t	△3

施設の種類	現 状	
	規 模	
林業生産施設	共販市場	1 か所 30,000㎡

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表3に定めるものとする。

(2) 鳥獣害の防止の方法

ア 植栽木の保護措置

追い払い花火や防護柵の設置による防除対策を行う。特に、ニホンジカについては、人工林又は人工植栽が予定される森林を中心に実施するものとする。

なお、防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮に努めるとともに、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整を図るものとする。

イ 捕獲

ワナ捕獲(箱ワナ等)及び銃器によるものとする。特に、ニホンジカについては、捕獲に関する知識を収集しながら対策を検討するものとする。

2 その他必要な事項

センサーカメラ等による被害鳥獣の特定と生態観測を行いながら、森林所有者への指導・助言により、鳥獣害の防止を図るものとする。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

松くい虫やカシノナガキクイムシ等の被害については、保全すべき森林や自然公園区域等において重要な森林を中心として、予防と駆除を組み合わせた総合的な防除対策を推進し、被害の早期把握と拡大防止、並びに健全な森林の育成に努めるものとする。

また、その他病虫害被害についても、その被害状況や緊急性、被害森林の公益的機能等に配慮した対策を講じるものとする。

保全すべき森林は別表4その1のとおり。

(2) その他

松くい虫の被害面積は、既被害発生地域の一部において被害の拡大が見られるが、保全すべき森林の継続した防除により、市全体としては被害が減少傾向にあり、カシノナガキクイムシの被害も減少しつつある。

引き続き、森林病虫害等防除事業を活用した被害木の伐倒駆除による被害地域の拡大防止及び、地域住民に対する啓蒙活動を積極的に推進して、地域と一体となった健全な森林育成に努めることとする。

2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く)

野生鳥獣による森林被害については、鳥獣保護管理施策や農業管理施策との連携を図りつつ、効果的な防除対策を講じていくとともに、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交林や育成複層林の整備等の健全な森林整備を推進するものとする。

3 林野火災の予防の方法

森林の持つ公益的な機能や森林への関心の高まりに伴い入山者が増加し、林野火災発生危険性の増大していることから、地域関係者や消防関係機関との連携を図りながら、山火事予防運動等の普及啓発活動を推進し、林野火災の未然の防止に努めていくものとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

害虫の駆除を目的として火入れを行う時は、会津若松市火入れに関する条例、及び同条例施行規則に基づき、火入れ許可申請書を必要な添付書類を添えて提出し、火入れ許可証の交付を受けて実施する。

○許可の対象面積：1団地において1回の火入れにつき2 haを超えないこと。

○許可の対象期間：1件につき7日以内とする。

○防火帯の設置：周囲に7 m以上の可燃物を除去した防火帯を設置する。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分
別表4その2、その3のとおり

(2) その他

森林巡視による森林被害の早期発見に努めるとともに地域における森林の健全性を維持していく観点から、伐採後は速やかに植栽やぼう芽更新等の天然更新により森林の再生を図り、被害森林の更新や樹種転換の促進、病虫害や気象害に強い抵抗性品種の導入等を促進するものとする。

また、林野火災や気象災害による森林所有者の損失を補填するための森林保険への加入を促進するなど、地域森林の総合的な維持対策に努めるものとする。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

保健機能森林は、湖沼、溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、地域の実情や利用者の意向等からみて森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林施業を行う担い手が存在するとともに、公衆の利用に供する施設の整備が行われる見込みのある森林について、森林施業と施設整備を一体的に推進して森林の保健機能の増進を図る。

1 保健機能森林の区域 保健機能森林の区域

森林の所在	森林の林種別面積(ha)						備考
	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
43～53	706.09	204.10	498.70	3.29	0	0	
95、96	100.33	12.14	88.19	0	0	0	
河東7	41.05	6.06	34.99	0	0	0	

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

造林、保育、伐採、その他の施業の方法

施業の区分	施業の方法
造林	Ⅱの第2第1項及び第2項に基づき実施するものとする。
保育	Ⅱの第3第2項に基づき実施するものとする。
伐採(主伐)	Ⅱの第1に基づき実施するものとする。
伐採(間伐)	Ⅱの第3第1項に基づき実施するものとする。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし

(1) 森林保健施設の整備

該当なし

(2) 立木の期待平均樹高

該当なし

4 その他必要な事項

特になし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

- (1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第33条1号口の規定に基づく地域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林 班(林班数)	区域面積(ha)
湊第1区域	1林班～13林班(13)	1,209
湊第2区域	14林班～33林班(20)	1,794
一箕・河東区域	34林班～47林班 (会津若松:14) 1林班～16林班 (河東町:16)	1,372
東山第1区域	48林班～64林班(17)	1,334
東山第2区域	65林班～94林班(30)	2,097
門田区域	95林班～118林班(24)	1,955
大戸第1区域	119林班～135林班(17)	1,321
大戸第2区域	136林班～154林班(19)	1,583
大戸第3区域	155林班～169林班(15)	1,418
大戸第4区域	170林班～184林班(15)	1,125
合 計	200林班	15,208

(2) その他

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

- ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- イ IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法
- ウ IIの第5の3の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- エ IIIの森林の保護に関する事項

経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めること。

2 生活環境の整備に関する事項

大戸町地区については、以前より林業生活活動が積極的に行われてきているが、生活環境整備は遅れているため、林業経営及び生活環境に欠かすことのできない林道整備を推進することとする。

生活環境施設の整備計画

施設の種類の	位 置	規 模	対函番号	備 考
森林居住環境整備・ 林業専用道整備	大 川	2,300 m	1	林業専用道舟子峠線

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

本市の代表的な伝統工芸である漆器産業の更なる発展のため、会津産ウルシ液の継続的な供給が必要であり、そのため、ウルシ樹の新植等の管理を積極的に行い、ウルシ液の供給に努めることとする。

また、ウルシ樹育成に向けた下刈等について、会津漆器協同組合との連携によるボランティア等の協力を得ながら進める。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類の	現 況		将 来		対 図 番 号
	位 置	規 模	位 置	規 模	
森 林 公 園 (背あぶり山周辺林)	湊・東山	72.39ha			▽1
森 林 公 園 (小田山周辺林)	門 田	10.10ha			▽2
郷 土 の 森			一箕・東山	20.00ha	▽3
森 林 公 園			大 戸	18.00ha	▽4
市民と共生の森	一 箕	80.00ha			▽5

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

市民と共生の森の会会員及びグリーンスクールの生徒に対し、自然の大切さやふるさとへの愛着を育むため、森林・林業体験プログラムを取り込み、森林づくりへの直接参加を推進する。また、ボランティア団体と連携を取りながら、ボランティア活動による森林整備を図っていくこととする。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

阿賀川(大川)・湯川などは、本市の重要な水源として位置付けされていることから、下流の住民団体等へ分収造林契約を利用した水源の森林造成に参加してもらうように積極的に働きかけることとする。

(3) その他

ア 森林施業の円滑な実行確保を図るため、県等の指導機関、森林組合との連携をより密にして普及啓蒙、経営意欲の向上に努めることとする。

イ 猪苗代湖西側等の防風保安林などについては、集落住民参加により地域の環境保全を図っていくこととする。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

計画期間における市町村森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積	備考

7 その他必要な事項

(1) 森林の管理の状況等から公益的機能の維持・向上を図るため特に整備すべき森林に関する事項

森林の有する公益的機能別に応じた維持・向上を図るため、森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要であるが、特に本市の水源地となっている阿賀川(大川)、湯川上流部、大戸町、湊町の各水源地域の森林、並びに地域防災計画の災害危険箇所、土砂災害警戒区域の森林については、地域の実情にあった森林施業を行うこととする。

(2) 市有林の整備

本市は現在人工林を中心に 183ha の森林を所有しており、委託による保育・間伐等を実施することとする。また、ウルシ樹林については 9.5ha を有し、本市の伝統工芸である漆器産業の振興のため、今後も良質な生漆液の生産とウルシ液採取技術者の養成を図ることとする。

(3) 保安林等の制限林における施業について

保安林及びその他法令により施業の制限を受けている森林においては、関係機関への確認を行い、当該制限に従った施業を実施することとする。

(4) 会津流域林業活性化センター等との連携について

会津流域林業活性化センター等の関係機関と連携をとり、多様な森林の整備の推進、林業生産性の向上、地域材の安定供給の確保、林業労働者の確保、林業後継者の育成・確保に努める。

【別表1】 その1

区分	森林の区域		面積(ha)
水源の涵養 ^{かん} の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	林 班		2,556.46
	65~69、71~78、82~88、101、102、110、142~147、173~180		
	林班	小 班	497.60
	4	16、25、63、64、67、68、84	
	7	23	
	14	74~81	
	15	1、2、63、64、66、78	
	16	130、150	
	17	5~9、19~29、46、47、55~63、67~72、74、129、132、162	
	18	5、41、59、65、88~91、94~96	
	19	37、38	
	20	10、13、43、59、62、63	
	21	37、39、43、47、118、120、121、124、126、127、132、133	
	22	27、28、31、33、146、148、149、156、187、201	
	23	22	
	25	106	
	32	76、94、206~208、402、404、	
	33	1~6	
	54	76、78、79	
	57	16、19、21~24、26~28、44、45、79	
	58	1、2、4、15	
	61	6、126、127、143、145	
	63	23	
	79	38~41	
	81	28、29	
	89	7、26、31	
	91	30、31、33、43~45、47、48、52、54、61、65、68、69	
	92	15~22、25、30~34、38~43、46~50、53~56、58、59、74~78	
	93	6、19、22~25、30	
	94	5、7、9、10	
	104	5、12、14	
	105	1、6~10、14~18、20、21、172、177、180~183	
	113	65、67~71、75、91、102、104、110、112、115、121、122、125、126、130、132、265、268、279、290、291、297、309、313~322、514~518、520~522、524~534、536~574	
	114	15、28、29	
	115	8、12、13、15~21	
	117	9、35、36、45、55、100、123、158、161、163、176、178、182、213、216	

【別表1】 その2

区分	森林の区域		面積(ha)
水源の涵養 ^{かん} の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	林班	小 班	面積は前頁に集計
	118	83、104、110、119～125、130、169、285、288	
	120	6、9、13	
	123	100～103、133～136、138、185、186	
	124	1、8～10、13、16、17、19～33、40、42、43、45～50、52、69～84	
	125	11～16、23	
	127	64、70、71、80、87、92	
	134	4～8、14、18、20、21、24～29	
	140	30、31、35	
	150	44～49、54、56、67、74、75、77、82、83	
	151	2、18、29、40、43、49、53、61、64、65	
	182	424、425	
	183	18、20、24、26、29、34、37、40、43、51、52、55、62、82、85、86、88、89、92～95、98～100、103、104、107、110、127、128、130～132、135、139、140、142、143、145、147、149、151～153、157、160、162、164～166、168、171、177～178、181、190、192、194、196、198、211、212、214～216、218、221、222、224～226、228、229、237、238、248、251、254～256、259、260、263、266～268、270	
	184	32、246～248、262、264、266、297、321	

【別表1】 その3

区分		森林の区域		面積(ha)
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	林班		119.82
		56、97		
		林班	小班	507.89
		4	16、25、63、64、67、68、84	
		7	23	
		14	74～81	
		15	1、2、63、64、66、78	
		16	130、150	
		17	5～9、19～29、46、47、55～63、67～72、74、129、132、162	
		18	5、41、59、65、88～91、94～96	
		19	37、38	
		20	10、13、43、59、62、63	
		21	37、39、43、47、118、120、121、124、126、127、132、133	
		22	27、28、31、33、146、148、149、156、187、201	
		23	22	
		25	106	
		32	76、94、206～208、402、404、	
		33	1～6	
		54	76、78、79	
		57	16、19、21～24、26～28、44、45、79	
		58	1、2、4、15	
		61	6、126、127、143、145	
		63	23	
		79	38～41	
		81	28、29	
		82	8、9	
		85	1～7、20～24、34、43、44、47、48	
		89	7、26、31	
		91	30、31、33、43～45、47、48、52、54、61、65、68、69	
		92	15～22、25、30～34、38～43、46～50、53～56、58、59、74～78	
	93	6、19、22～25、30		
	94	5、7、9、10		
	104	5、12、14		
	105	1、6～10、14～18、20、21、172、177、180～183		
	113	65、67～71、75、91、102、104、110、112、115、121、122、125、126、130、132、265、268、279、290、291、297、309、313～322、514～518、520～522、524～534、536～574		
	114	15、28、29		

【別表1】その4

区分		森林の区域		面積(ha)
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林推進すべき森林	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林推進すべき森林	林班	小 班	面積は前頁に集計
		115	8、12、13、15～21	
		117	9、35、36、45、55、100、123、158、161、163、176、178、182、213、216	
		118	83、104、110、119～125、130、169、285、288	
		120	6、9、13	
		123	100～103、133～136、138、185、186	
		124	1、8～10、13、16、17、19～33、40、42、43、45～50、52、69～84	
		125	11～16、23	
		127	64、70、71、80、87、92	
		134	4～8、14、18、20、21、24～29	
		140	30、31、35	
		146	45～49、73	
		150	44～49、54、56、67、74、75、77、82、83	
		151	2、18、29、40、43、49、53、61、64、65	
		182	424、425	
		183	18、20、24、26、29、34、37、40、43、51、52、55、62、82、85、86、88、89、92～95、98～100、103、104、107、110、127、128、130～132、135、139、140、142、143、145、147、149、151～153、157、160、162、164～166、168、171、177～178、181、190、192、194、196、198、211、212、214～216、218、221、222、224～226、228、229、237、238、248、251、254～256、259、260、263、266～268、270	
		184	32、246～248、262、264、266、297、321	
	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林推進すべき森林	該当なし		
	保健機能の維持増進を図るための森林推進すべき森林	林 班	855.63	
		43～53、95、96、河東7		
木材の生産機能の維持増進を図るための森林推進すべき森林	木材の生産機能の維持増進を図るための森林推進すべき森林のうち、特に効率的な森林推進が可能な森林	林 班		12,190.86
			上記以外のすべての林班	
			該当なし	

【別表2】 その1

区分	施業の方法	森林の区域		面積(ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	林 班		2,492.83
		65～69、71～78、82～88、101、102、110、142～147、173～180 ただし、以下において長伐期施業を推進すべき森林に指定する区域を除く		
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林	林班	小 班	507.89
		4	16、25、63、64、67、68、84	
		7	23	
		14	74～81	
		15	1、2、63、64、66、78	
		16	130、150	
		17	5～9、19～29、46、47、55～63、67～72、74、129、132、162	
		18	5、41、59、65、88～91、94～96	
		19	37、38	
		20	10、13、43、59、62、63	
		21	37、39、43、47、118、120、121、124、126、127、132、133	
		22	27、28、31、33、146、148、149、156、187、201	
		23	22	
		25	106	
		32	76、94、206～208、402、404、	
		33	1～6	
		54	76、78、79	
		57	16、19、21～24、26～28、44、45、79	
		58	1、2、4、15	
		61	6、126、127、143、145	
		63	23	
		79	38～41	
		81	28、29	
		82	8、9	
		85	1～7、20～24、34、43、44、47、48	
		89	7、26、31	
		91	30、31、33、43～45、47、48、52、54、61、65、68、69	
		92	15～22、25、30～34、38～43、46～50、53～56、58、59、74～78	
		93	6、19、22～25、30	
		94	5、7、9、10	
104	5、12、14			
105	1、6～10、14～18、20、21、172、177、180～183			
113	65、67～71、75、91、102、104、110、112、115、121、122、125、126、130、132、265、268、279、290、291、297、309、313～322、514～518、520～522、524～534、536～574			
114	15、28、29			

【別表2】 その2

区分	施業の方法	森林の区域		面積(ha)
		林班	小 班	
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林	115	8、12、13、15～21	面積は前頁に集計
		117	9、35、36、45、55、100、123、158、161、163、176、178、182、213、216	
		118	83、104、110、119～125、130、169、285、288	
		120	6、9、13	
		123	100～103、133～136、138、185、186	
		124	1、8～10、13、16、17、19～33、40、42、43、45～50、52、69～84	
		125	11～16、23	
		127	64、70、71、80、87、92	
		134	4～8、14、18、20、21、24～29	
		140	30、31、35	
		146	45～49、73	
		150	44～49、54、56、67、74、75、77、82、83	
		151	2、18、29、40、43、49、53、61、64、65	
		182	424、425	
		183	18、20、24、26、29、34、37、40、43、51、52、55、62、82、85、86、88、89、92～95、98～100、103、104、107、110、127、128、130～132、135、139、140、142、143、145、147、149、151～153、157、160、162、164～166、168、171、177～178、181、190、192、194、196、198、211、212、214～216、218、221、222、224～226、228、229、237、238、248、251、254～256、259、260、263、266～268、270	
184	32、246～248、262、264、266、297、321			
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)	林 班		814.01
		43～53、95、96		
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし	林 班		161.44
		56、97、河東7		

【別表3】

対象鳥獣の種類	森林の区域(林班)	面積(ha)
ニホンジカ	145、146、147、148、149、150、151、152、160、161、164、165、168、169	1,318.14
ツキノワグマ	145、146、147、148、149、150、151、152、160、161、164、165、168、169	1,318.14

【別表4】 その1

地区	森林の区域・区分				備考
	高度公益機能森林		地区保全森林		
会津若松市	林班	小 班	林班	小 班	
	43	3、10、11、14、16～19、26～29	5	263、267～270	
			9	333	
	44	2、4、5、18、19、21、36、37、48、60、74、77	44	76	
	45	3、5、6、10～14、44	49	128～136、138～152、216～224、335～337、386～391、722、723、743～749、835、836	
	46	1、9、14、20			
	48	75、170			
	49	33、35、276、277、323、327、339～343、346、354～356、360、361			
	121	293、295、312			

【別表4】 その2

地区	森林の区域・区分		備考
	地区被害拡大防止森林		
会津若松市	林班	小 班	
	37	1、2、3、4、4-1、7、8、8-1、14、16、22、24、25、27、29、32、37、50、52	
	38	5、12、14	
	39	3、5、7、10	
	43	83～85、87、90	
	44	1、75、90	
	48	73、76、181、186、194、197、216、241	
	49	153、225、227、229、271、282、324、329、331、344、347、349、353、358、362、364、367、369、372、374、392、718、724、732、734、736、738、750、833、837、865～881、883～892、894	
	118	53、55、67、87、88、91、93、96、98、106、132、135、177、213、235、237、277、280、281、282	
	119	133、136、138、144、152、159、160、196、197、202、204、205、208、209、211、212、213、214、224、226、313、317、354、374、386、419、429、431、443	
	120	14、17、21、26、27、32、34、43、47、48、50、69、71、74、79、83、96、100、132、205	
	121	2、4、85、86、123、126、129、131、133、152、155、157、159、161、164、173、183、185、197、211、223、227、228、232、233、237～240、245、261、265、286、288、299、300、349、352、353、355、356、358～361、372	
	122	66、72、83、84、92、96、97、99、207、211、212、213、214、215、217、222、232、234、238、243、245、250、255、256、257、348、354、359、360、361、375、442	
	123	23、29、33、35、41、44、51、53、55、56、59、60、61、68、69、71、79、92、93、96、97、98、99、141、143、144、145、147、148、149、150、153、154、162、163、176、180、181、193、195、197、199、201、204、221、450、565、566、615、633、638	
	125	181、206、209、225、230、231、232、272、274	
	159	64、72、228、230、237、239、280、321	
	160	9	
	161	3	
	162	40、41、42、62	
	163	78、79、88、150、151、200	
166	19-1、20-1、25、39-1、40-1、41-1、106、107、193、248、249、250、251、252、253、254、257、266、267、325、332、387、391、393、397、422		
181	38、41、44、45、54、55、70、71、289、430、436、447、449、454		
182	185、207、237		
183	185、316、317、320、321、322、338、355		
184	34、145、147、160、241、254、287、290、332、339、342、344、347、348		

【別表4】 その3

地区	森林の区域・区分		備考
	被害拡大防止森林		
会津若松市	林 班		
	該当なし		

2 参考資料(会津若松市)

(1) 人口及び就業構造

① 年齢層別人口動態

(単位：人・前年比％・構成比％)

	年次	総数			0～14歳			15～29歳		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 ／ 前年 比	平成22年	125,279	59,277	66,002	17,268	8,722	8,546	18,021	9,095	8,926
	平成27年	122,637 (97.9)	58,366 (98.5)	64,271 (97.4)	15,681 (90.8)	8,014 (91.9)	7,667 (89.7)	16,846 (93.5)	8,571 (94.2)	8,275 (92.7)
	令和2年	117,023 (95.4)	55,920 (95.8)	61,103 (95.1)	13,852 (88.3)	7,090 (88.5)	6,762 (88.2)	15,307 (90.9)	7,950 (92.8)	7,357 (88.9)
構成 比	平成22年	100.0	47.3	52.7	13.8	7.0	6.8	14.4	7.3	7.1
	平成27年	100.0	47.6	52.4	12.8	6.5	6.3	13.7	7.0	6.7
	令和2年	100.0	47.8	52.2	11.8	6.1	5.8	13.1	6.8	6.3

	年次	30～44歳			45～64歳			65歳以上		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 ／ 前年 比	平成22年	22,242	11,055	11,187	35,709	17,683	18,026	32,039	12,722	19,317
	平成27年	21,642 (97.3)	10,897 (98.6)	10,745 (96.0)	33,554 (94.0)	16,524 (93.4)	17,030 (94.5)	34,914 (109.0)	14,360 (112.9)	20,554 (106.4)
	令和2年	19,112 (88.3)	9,667 (88.7)	9,445 (87.9)	31,646 (94.3)	15,608 (94.5)	16,038 (94.2)	37,106 (106.3)	15,605 (108.7)	21,501 (104.6)
構成 比	平成22年	17.8	8.8	8.9	28.5	14.1	14.4	25.6	10.2	15.4
	平成27年	17.6	8.9	8.8	27.4	13.5	13.9	28.5	11.7	16.8
	令和2年	16.3	8.3	8.1	27.0	13.3	13.7	31.7	13.3	18.4

資料：国勢調査

② 産業部門別就業者数等

	年次	総数	第1次産業				第2次産業		第3次産業
			農業	林業	漁業	小計	うち木材・木製品製造業		
実数 (人)	平成17年	62,570	4,105	76	4	4,185	16,656	178	41,065
	平成22年	57,498	3,031	105	1	3,137	14,181	108	37,934
	平成27年	57,236	2,960	102	1	3,063	14,133	R元 61	38,549
構成比 (%)	平成17年	100.0	6.6	0.1	0.0	6.7	26.6	0.3	65.6
	平成22年	100.0	5.3	0.2	0.0	5.5	24.7	0.5	66.0
	平成27年	100.0	5.2	0.2	0.0	5.4	24.7	0.1	67.4

資料：国勢調査(令和2年調査結果未公表)
木製品製造業は工業統計調査による

(2) 土地利用

(単位：ha・構成比%)

	年次	総土地 面積	耕 地 面 積						
			計	田	畑	樹 園 地			
						果樹園	茶 園	桑 園	
実 数	平成22年	38,303	6,336	5,767	569	193	193	—	0
	平成27年	38,297	6,118	5,587	531	171	171	—	0
	令和2年	38,297	6,471	6,019	452	160	160	—	0
構 成 比	平成22年	100.0	16.5	15.1	1.5	0.5	0.5	—	0
	平成27年	100.0	16.0	14.6	1.4	0.4	0.4	—	0
	令和2年	100.0	16.9	15.7	1.2	0.4	0.4	—	0

(単位：ha・構成比%)

	年次	草 地 面 積	林 野 面 積			その他 面 積
			計	森 林	原 野	
実 数	平成22年	4	20,593	20,592	1	11,177
	平成27年	3	20,808	20,808	0	11,197
	令和2年	11	20,786	20,786	0	10,869
構 成 比	平成22年	0	53.8	53.8	0	29.2
	平成27年	0	54.3	54.3	0	29.2
	令和2年	0	54.3	54.3	0	28.4

資料：農林業センサス

(3) 森林資源の現況等

① 保有者形態別森林面積

(単位：面積 ha・人工林率%)

保有形態	総面積		立木地			人工林率 (b/a)	
	面積(a)	比率	計	人工林(b)	天然林		
総数	20,900	100.0	20,375	5,368	15,007	25.7	
国有林	5,692	27.2	5,547	2,074	3,473	36.4	
公有林	計	371	355	154	201	41.5	
	都道府県	55	0.3	55	29	26	52.7
	市町村有林	305	1.5	289	118	171	38.7
	財産区有林	11	0.1	11	7	4	63.6
私有林	14,837	71.0	14,473	3,140	11,333	21.2	

資料：国有林については「会津国有林の地域別の森林計画書」（令和3年度）、
民有林については福島県「森林資源構成表」（令和3年度）

② 在り者・不在り者別私有林面積

(単位：面積 ha・構成比%)

	年次	私有林合計	在(市)者 所有面積	不在(市)者の森林所有面積		
				計	県内	県外
実数	令和3年	14,837	9,129	5,708	1,149	4,559
構成比	令和3年	100.0	61.5	38.5	7.8	30.7

資料：森林簿

③ 民有林の齢級別面積

(単位：面積 ha)

区分	齢級別	総数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11以上
民有林計		14,828	1	44	171	295	360	481	694	617	574	390	11,200
人工林計		3,290		8	13	4	78	80	161	256	369	259	2,064
主要樹種別面積	スギ	2,819		4	12	3	72	78	160	247	319	216	1,707
	アカマツ・コマツ	291					0	0	0	2	23	28	236
	カラマツ	118					2	1	0	1	10		105
	その他	62		4	1	1	4	1	1	6	17	15	16
天然林計		11,534	1	36	157	292	282	401	533	361	203	131	9,136

(備考)

料：福島県「森林資源構成表」（令和3年度）

④ 保有山林面積規模別林家数

面積規模	林家数				
～1 ha	0	10～20ha	70	50～100ha	14
1～5 ha	524	20～30ha	23	100～500ha	1
5～10ha	116	30～50ha	10	500ha以上	0
				総数	758

資料：令和2年農林業センサス

⑤ 作業路網の現況

(ア) 基幹路網の現況

区分	路線数	延長(km)	備考
基幹路網	21	73.0	
うち林業専用道	0	0	

(イ) 細部路網の現況

区分	路線数	延長(km)	備考
森林作業道	8	14.5	

(4) 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在
該当なし

(5) 市町村における林業の位置付け

① 産業別総生産額

(単位：百万円)

総生産額 (A)		463,979
内 訳	第1次産業	5,627
	うち林業 (B)	137
	第2次産業	98,985
	うち木材・木製品製造業 (C)	1,009
	第3次産業	357,646
(B+C/A)		0.2%

資料：平成30年度福島県市町村民経済計算
(木材・木製品製造業については2020年工業統計調査)

② 製造業の事業所数、従事者数、現金給与総額

	事業所数	従業者数(人)	現金給与総額(万円)
全製造業(A)	178	9,116	3,831,193
うち木材・木製品製造業(B)	7	65	17,261
B/A	3.9%	0.7%	0.5%

資料：2020年工業統計調査
福島県統計課編「2020年工業統計調査結果報告書」から抜粋

(6) 林業関係の就業状況

(単位：人)

区分	組合・ 事業者数	従業者数		備考
			うち作 業員数	
森林組合	1	29	0	(名称：会津若松地方森林組合)
素材生産業	1	38	26	
製材業	5	30	8	
森林管理署	1	18	0	(名称：会津森林管理署)
合計	10	121	40	

(令和3年4月1日現在 関係団体等への聞き取りによる)

(7) 林業機械等設置状況

(単位：台)

区 分	総数	公有林	森林 組合	会 社	個 人	その他	備考
集材機							
モノケーブル							ジグザグ集材施設
リモコンウインチ	1				1		無線操縦による寄与機
自走式搬器	1				1		リモコン操作による巻き上げ搬器
集材車							林内作業車
ホイールトラクタ	1				1		主として索引式集材用
動力枝打機							自動木登式
トラック	5		2		3		主として運材用のトラック
グラップルクレーン	5				5		グラップル式のクレーン
計	12		1		11		
(高性能機械)							
フェラーバンチャー							
スキッダ							伐倒、木揃用の自走式
プロセッサ、 グラップルソー	2		1		1		枝払、玉切、集積用自走機
ハーベスター							伐倒、枝払、玉切、集積用自走機
フォワーダ	5		2		3		積載式集材車両
タワーヤーダ							タワー付き集材機
グラップル ショベル	5		5				

(令和3年4月1日現在 関係団体等への聞き取りによる)

(8) 林産物の生産状況

(令和2年度)

	素 材 (m ³)	チップ (m ³)	苗 木 (千本)	しいたけ(kg)		なめこ (kg)
				生	乾	
生 産 量	1,919	2,595	0	8,040	40	307
生産額(百万円)	—	—	—	—	—	—

資料：会津材循環利用促進事業実績
令和2年度特用林産生産統計調査

(9) 森林経営管理制度による経営管理権の設定状況

番号	所在	現況 (面積、樹種、林齢、材積等)	経営管理実施権 設定の有無

(10) その他必要なもの
特になし